

F A X 送付案内

令和3年4月14日

A 4 2枚(本状含む)

関係各位



鹿児島県農政部畜産課 家畜衛生係

鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL:099-286-3226 FAX:099-286-5599
eikan@pref.kagoshima.lg.jp

三重県における豚熱(国内65例目)の確認について

平素よりお世話になっております。
三重県における豚熱(国内65例目)の確認について、農林水産省から情報提供がありましたのでお知らせします。

【概要】

- ・所在地 : 三重県 津市
- ・飼養状況 : 約10,000頭

【経緯】

- (1) 三重県は、同県津市の農場から、飼養豚の死亡数増加の通報を受け、昨日4月13日(火曜日)、当該農場に立ち入り、病性鑑定を実施
- (2) 三重県の検査により豚熱の疑いが生じたため、農研機構動物衛生研究部門で精密検査を実施し、本日4月14日、豚熱の患畜であることが判明

侵入防止対策に万全を期していただきますよう、よろしくお願い致します。

なお、本病を疑う症状等が確認された場合は、直ちに最寄りの家畜保健衛生所までご連絡ください。

※豚熱に関する情報(農林水産省HP)

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/>

<発生予防対策の重要ポイント>

(ア)人・物・車両によるウイルスの持込み防止

- ・衛生管理区域、豚舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
- ・衛生管理区域専用の衣服、靴の設置と使用の徹底
- ・人・物の出入りの記録
- ・飼料に肉を含み、又は含む可能性があるときは、適切な加熱処理を徹底

(イ)野生動物対策

- ・野生動物の農場への侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守に徹底
- ・飼料保管場所等へのねずみ等の野生動物の排せつ物等の混入防止
- ・豚舎周囲の清掃、整理・整頓
- ・死亡家畜の処理までの間、野生動物に荒らされないよう適切に保管

三重県における豚熱の確認及び「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」の持ち回り開催について

本日、三重県津市の養豚農場において家畜伝染病である豚熱の患畜が確認されたことを受け、農林水産省は本日、「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の防疫方針について確認します。
現場及び周辺地域にも本病のウイルスが存在する可能性があり、人や車両を介して本病のまん延を引き起こすおそれがあります。現場及び周辺地域での取材は、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地：三重県津市
飼養状況：約10,000頭

2. 経緯

- (1) 三重県は、同県津市の農場から、飼養豚の死亡数増加の通報を受け、昨日（4月13日（火曜日））、当該農場に立ち入り、病性鑑定を実施しました。
 - (2) 三重県の検査により豚熱の疑いが生じたため、農研機構動物衛生研究部門（注）で精密検査を実施したところ、本日（4月14日（水曜日））、豚熱の患畜であることが判明しました。
- （注）国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関

3. 今後の対応

本日、「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」を持ち回りで開催し、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づく以下の防疫措置等について確認を行うとともに、万全を期します。

- (1) 当該農場の飼養豚の殺処分及び焼埋却等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施します。
- (2) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置します。
- (3) 感染経路等の究明のため、国の疫学調査チームを派遣します。
- (4) 本病の早期発見及び早期通報の徹底を図ります。
- (5) 関係府省と十分連携を図るとともに、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努めます。
- (6) 農場の消毒や野生動物の農場への侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を徹底します。
- (7) 感染経路等の究明及びまん延防止のため、あらゆる可能性を想定し調査します。

4. 農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部

農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部
日時：令和3年4月14日（水曜日）（持ち回り開催）